平成２３年（フ）第１２７号
大阪府岸和田市田治米町39番地スール・ビエント106号
債務者　森下　賢二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
大阪府和泉市伏屋町２丁目９番32号、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町２丁目９番２―102号
債務者　井登生以子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
大阪府泉南市信達牧野1562番地の31
債務者　坂本　美佳（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目７番22号、前住所広島県福山市御幸町大字下岩成123番地５
債務者　松尾　義和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
大阪府泉大津市池浦町１丁目16番１―３Ｂ号
債務者　内上　朋和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
大阪府泉佐野市南中安松723番地
債務者　木下　光子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
大阪府岸和田市春木若松町８番25―401号
債務者　藤原　正士
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
大阪府阪南市光陽台２丁目２―12、住民票上の住所京都市西京区桂上野中町169番地
債務者　柏岡　伸也
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
佐賀県唐津市町田４丁目３番５―54号　山崎県営住宅
債務者　坂本　由佳
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１８号
佐賀県唐津市浜玉町大江55番地１　クレメント大江201号
債務者　瀬戸　美隆
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１６号
秋田県能代市字寿域長根10番地31
債務者　平川　俊茂
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１９６号
愛知県瀬戸市水無瀬町25番地の22
債務者　髙橋　信子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９２号
神戸市東灘区北青木２丁目３番208号
債務者　藤井　友里
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
神戸市北区広陵町１丁目162番地の１　204号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町２丁目15番43号
債務者　お好み藤こと　藤田むつ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４号
長崎県島原市南崩山町丁2893番地８　チェリーハイツ南崩山Ｂ、前住所長崎県島原市本町乙395番地１
債務者　奥野耕太郎
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長崎県佐世保市名切町342番地３
債務者　新地ユミ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０６３号
熊本市長嶺南３―10―４―106　松本方、住民票上の住所熊本市尾ノ上４丁目11番109号
債務者　白石　勝志
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部